

葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

葛城市 こども未来創造部 子育て支援課

1 趣旨

本市では、多様な働き方やライフスタイルがある中で、すべての子育て世帯への支援を強化するため、子育て支援施策の充実化や環境整備などを進めている。

本公募型プロポーザルにおいて、子育て支援情報を広く市民等に周知することを目的とした子育て支援情報誌（以下「冊子」という。）を官民協働により作成を行うための協力事業者の選定を行う。なお、冊子の発行に関する費用に関しては事業者が企業の広告（以下「広告」という。）を掲載することで賄い、本市は費用負担を一切負わないものとする。

2 業務概要

（1）業務名

葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務

（2）業務内容

葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務仕様書のとおり。

（3）協定期間

協定書締結日から令和 11 年 9 月 30 日まで

（4）配布資料

- ア 葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務審査評価項目
- ウ 葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務仕様書
- エ 別紙 1 「葛城市広告掲載要綱（平成 21 年葛城市告示第 47 号）」
- オ 別紙 2 「葛城市広告掲載基準（平成 21 年葛城市告示第 48 号）」

3 参加資格等

（1）参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時時点で次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、本公募型プロポーザルに参加する提案者（以下、「提案者」という。）は、協定締結日までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（令和 7 年 6 月 1 日施行）又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（令和 4 年葛城市告示第 148 号）に基づく指名停止期間中でないこと。また、参加申請書の提出期限から審査実施時までの期間に指名停止を受けていないこと。

ウ 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 24 年葛城市告示第 125 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者について

は、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

オ 過去５年間に於いて、本市又は他の地方公共団体が募集した子育て関連情報誌の発行業務（企画、デザイン、編集、製本等）を行った実績があり、かつ、WEB環境を用いた電子書籍化を行った実績があること。

カ 本業務において十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

（２）参加にあたっての留意事項

ア 参加条件等の承諾

提出書類の提出をもって、本募集要領記載内容を承諾したものとみなす。

イ 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。ただし、業務の一部について委託する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、承諾を得るものとする。

（３）提出書類の取り扱い

ア 提出された書類の内容の変更又は書類の追加は認めない。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合はこの限りではない。また、本市が提案された内容について補正書類の提出を求めた時も同様とする。

イ 提出書類は、理由を問わず返却しないものとする。

（４）費用負担

本公募型プロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

４ 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
1	実施の公告	令和８年８月７日
2	参加申請書等提出期限	令和８年８月３１日まで
3	質疑書の提出期限	令和８年８月１９日まで
4	質疑回答	令和８年８月２５日
5	参加資格通知	令和８年９月４日
6	提案書等提出期限	令和８年９月１８日まで
7	審査予定日	令和８年１０月８日（予定）
8	審査結果通知	令和８年１０月１６日（予定）
9	協定締結予定日	令和８年１０月１７日以降

５ 参加申請等

（１）提案募集方法

公募型プロポーザル方式とし、提出された提案書等を基にプレゼンテーション審査を実施し評価を行うものとする。

（２）参加表明、資格審査提出書類

ア 提出期限

令和8年8月31日（月）17時00分必着

※期限後の提出（不足書類の再提出を含む。）は一切認めない。

イ 提出書類

令和8・9年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済の場合は④～⑦の書類は省略可能とする。

①参加申請書（様式第1号）

②誓約書兼同意書（様式第2号）

③同種事業の協定実績に関する書面（様式第3号）

【参加資格審査に関する資料④～⑦】

④商業登記簿謄本（写し）又は履歴事項全部証明書（写し）…管轄の法務局で発行

⑤印鑑証明書（写し）…法務局で発行

⑥事業者概要（任意様式）

⑦納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む。）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む。）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む。）

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書を提出すること。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付すること。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税]）を添付すること。（指定様式以外の証明書不可）

ウ 提出場所

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

宛先：葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課（當麻庁舎 2 階）

エ 提出方法

持参もしくは郵送によるものとする。

（3）参加資格通知

令和8年9月4日（金）までに電子メールにより通知する。また、同時に書面による通知を行うものとし、参加資格がない場合についても同様とする。

（4）質疑の受付及び回答

ア 質疑受付期間：令和8年8月19日（水）15時00分まで

イ 質疑回答日：令和8年8月25日（火）に電子メールにて回答する。

ウ 質問送信先及び留意事項等

送 信 先：子育て支援課宛 E-MAIL：kosodate@city.katsuragi.lg.jp

件 名：「葛城市子育て支援情報に関する冊子のプロポーザルに係る質問」

【留意事項】

- ・ 質疑は電子メールでのみ受付する。（電話及び FAX での質問は不可。）
- ・ 質疑事項は、質疑書（様式第 4 号）に記入すること。
- ・ 質疑回答日に全ての提案者に対して電子メールで回答するものとする。
また回答日以降、本市のホームページに掲載するものとする。

（５）提案辞退

やむを得ず辞退する場合、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。なお、提案辞退によるペナルティは生じないが、本公募型プロポーザルの正常な執行を妨げることの無いよう、安易な参加表明は厳に慎むこと。

6 提案方法

（１）提案書等の提出

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時 00 分まで

※期限後の提出（不足書類の再提出を含む。）は一切認めない。

イ 提案書等の内容は、葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務審査評価項目のとおり。

ウ 提出書類

- ・ 提案書 6 部（正本 1 部 副本 5 部。会社名は記載しないこと。様式任意。）
- ・ 本市又は他の地方公共団体で直近に発行した冊子 6 部

エ 提出場所

〒639-2197

奈良県葛城市長尾 85 番地

宛先：葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課（當麻庁舎 2 階）

オ 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

（２）提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その提案者の提案は無効とする。

ア 協定候補者の選定時点において、本募集要項「3 参加資格等」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。

オ 本市の費用負担が発生する提案を行ったとき。

（３）審査

ア 本市が設置する「葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

イ 審査予定日：令和 8 年 10 月 8 日（木）※予定

7 審査、選定方法（プレゼンテーション審査）

（１）最優秀提案事業者等の選定機関

提案事業者による提出資料を用いたプレゼンテーションの内容に対し、審査委員が評価基準に示す項目ごとに評価し、プレゼンテーション審査の評価点により審査を実施する。

（２）最優秀提案事業者の決定方法

ア 各選定委員の持点は 100 点とする。（合計 500 点満点）

イ 採点は、提案書の内容及びプレゼンテーション審査の内容を審査評価書に基づいて総合的に評価を行う。

ウ 実施場所 葛城市柿本 166 番地（新庄庁舎）2 階会議室（予定）

エ 実施日時 令和 8 年 10 月 8 日（予定）※詳細は別途通知する。

オ 時間配分 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

カ 実施方法

①提案資料はプレゼンテーション開始前に本市で配布する。

②提案資料の追加は一切認めない。

③プレゼンテーションは、提案資料をもとに行うこと。

④パソコン等の端末及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認める。
その場合、必要な機材の用意は提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI 等）は本市で準備する。

⑤プレゼンテーション終了 5 分前に告知を行う。

⑥プレゼンテーション審査は非公開で実施する。

キ プレゼンテーション内容は、以下の項目を含めること。

①提案資料の内容説明（本業務に対する基本的な考え方）

②協定実績

③業務実施体制

（３）事業者選定及び発表の方法

ア 選定方法

選定委員会において審査を実施し、最も評価点の高い最優秀提案事業者を協定候補事業者として選定するものとする。ただし、最優秀提案事業者が協定締結までに特別な事由等により協定が不可能となった場合においては、次点候補者と協定締結の交渉を行うものとする。なお、最も評価点の高い事業者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより協定候補事業者を決定する。またいずれの業者も最低基準点（300/500 点）に満たない場合は、協定候補事業者を選定しない場合がある。

イ 発表方法

選定結果は、令和 8 年 10 月 16 日（金）に電子メールにより通知する。

また同時に書面による通知を行う。なお選定結果については、同日以降本市ホームページ上でも公表する。

8 その他失格事項

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

（１）本募集要項「7 提案方法（２）提案の無効に関する事項」に該当したとき。

（２）選定委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めたとき。

- (3) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示したことが発覚したとき。
- (5) 提案書類等に虚偽の記載があったことが発覚したとき。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

9 提案者が1社又はない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者の場合でも本公募型プロポーザルは実施することとし、提案書等の審査を行う。最低基準点を満たし、かつ審査項目「1 レイアウト」及び「2 冊子内容」においては平均6割以上を獲得している場合、その提案者を協定候補事業者として選定する。
- (2) 提案者がない場合、本公募型プロポーザルは中止とする。その際、再度募集については選定委員会において検討を行うものとする。

10 その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守すること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、第4章において、個人情報取扱事業者等の義務等として、利用目的による制限（第18条）、適正な取得（第20条）などが定められている。また、第66条等において、個人情報の取扱いの事務の委託を受けた者及びその従事者の個人情報保護に関する義務が規定されており、協定事業者においても同条の規定が適用されるものとする。
- (2) 別紙2「葛城市広告掲載要領」及び別紙3「葛城市広告掲載基準」の定めを遵守すること。
- (3) 葛城市情報公開条例（平成16年葛城市条例第7号）に基づく公開請求があった場合は、本市は同条例に基づき公開するものとする。また本市が情報開示を行う場合は、参加事業者はこれに協力することに同意したものとみなす。
- (4) 業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることは認めない。協定期間終了後も同様とする。
- (5) 提案資料等は、本プロポーザル方式による選定を行うために必要な範囲または情報公開等の際に複製を作成する場合がある。
- (6) 提案資料等は、本市が結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。

11 問い合わせ先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地（當麻庁舎2階）

葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課

電話：0745-44-3623（直通）E-MAIL：kosodate@city.katsuragi.lg.jp